

伊都消防組合告示第 4 号

伊都消防組合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 2 月 6 日

伊都消防組合管理者

平木 哲朗

令和8年伊都消防組合条例第3号

伊都消防組合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(伊都消防組合職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 伊都消防組合職員の給与等に関する条例（昭和55年伊都消防組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、同条第3項中「100分の70」を「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に、同項第2号中「100分の50」を「6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900

54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				
112		313,300				

	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

第2条 伊都消防組合職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第4項において「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万4千円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ自動車等

を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては1か月）をいう。

- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

第22条第2項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に

支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、同条3項中、「100分の125」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第23条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊都消防組合職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊都消防組合職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。